

ノキア

ヘルプラインに関するオンライン通知

ノキアでは、非倫理的行為や違法行為について知った方または懸念を持った方には会社までその通報を行っていただくよう求めています。通報を適切に処理するために、Nokia Corporationおよびその関係会社（「ノキア」または「当社」といいます）が提供しているこのビジネス倫理ヘルプライン（「ヘルプライン」といいます）を含め、ノキアでは、いくつかの通報経路を整備しています。

本オンライン通知では、ヘルプラインに関連して当社が個人データを収集、利用、開示する方法を説明しています。個人データとは、ヘルプラインを通じて処理される、特定済みまたは特定可能な個人に関する情報をいいます。

また、本オンライン通知では、EUおよびその他の諸国に拠点を置く個人に適用される権利についても規定しています。権利および慣行は、現地の慣行や法的要件を反映するために、当社が営業している各国間で異なる場合があります。

通報制度の利用対象者

一般的に、ヘルプラインは、非倫理的行為や違法行為について知った個人または懸念を持った個人（ノキアの従業員および非従業員を含みます）全員を利用対象者に定めています。

通報制度の利用対象者（EU）

EUでは、（現従業員、元従業員、コンサルタント、請負業者、求職者、供給業者、株主、ボランティア、フリーランサーが行う違反の通報など）業務関連における法律違反（後述します）に関する情報を入手した個人をヘルプラインの利用対象者としています。

通報対象となる懸念

ヘルプラインは、賄賂、腐敗、会計（内部会計統制を含みます）、監査事項、銀行取引および金融犯罪に関する懸念を含め、誠実性に関する懸念を通報するために一般的に利用することができます。

EUでは、次の事項を含め、EU法の違反を通報するためにヘルプラインを利用することができます：公的調達、金融サービス・商品・市場、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止、製品安全性、公衆衛生、環境保護、消費者保護、EUの経済的利益に影響を及ぼすまたは内部市場に関する違反（たとえば、競争および国庫補助に関する規則など）、放射線防護、原子力安全性、食品安全性、動物の健康・福祉、ならびにプライバシー保護、データ保護およびデータ・セキュリティ。

上記に加え、以下の諸国での通報は、次の事項に関連したものとなる場合もあります。

- **デンマーク**では、次の事項についても通報することができます：別途重罪に関連する事項またはその他の重大な事項、およびデンマーク公益通報者保護法の定める趣旨を回避することを可能にするような作為または不作為。
- **リトアニア**では、次の事項に関連した懸念についても通報することができます：公衆の安全や衛生または人の生命や健康に対する脅威、環境に対する脅威、法執行機関の捜査や司法行政への妨害または不正な影響、違法活動への資金供与、公的な資金や財産の違法または不透明な使用、違法に取得された財産、犯した違反から生じる結果的影響の隠匿（結果的影響の範囲を確認できないようにする妨害を含みます）、およびその他の法律違反。

- **ポルトガル**では、1月11日法律第5/2002号に基づく次の全犯罪についても通報することができます:麻薬取引、人身売買、テロ行為、テロ組織、国際テロ、テロ資金供与、武器取引、斡旋収賄/ロビー活動、官民部門および国際取引の両方における能動的および受動的な腐敗、横領、事業における経済的利益、マネーロンダリング、共謀、児童のポルノ・勧誘、偽造、教唆、密輸、車両の盗難・不正取引、コンピュータおよびソフトウェアの破壊工作・損壊、ならびにソフトウェアへの不正アクセス。
- **スウェーデン**では、統治法典(Kungörelse (1974:152))第8章で取り上げられている法律その他の規則の違反、または公益となる業務関連上の不正(重大な不法行為)に関する情報を通報するために、ヘルプラインを利用することもできます。なお、スウェーデンの通報では、保護セキュリティ法(2018:585)に基づく機密情報および防衛・国家安全保障分野の情報を取り扱うことはできませんので、ご了承ください。

ヘルプラインおよび匿名通報の任意性

ヘルプラインの利用は、**任意**です。ヘルプラインへの通報の際は、身元を明かすことが奨励されますが、適用法令上認められる場合には、身元を明かす義務はありません。

ヘルプラインサービス事業者

インシデントの通報用のWebサイトと電話回線は、ノキアの外部ヘルプラインサービス事業者であるi-Sight(2255 Carling Ave., Suite 500 Ottawa, Ontario, Canada, K2B 7Z5で設立)によって運営されています。

個人データの収集および法的根拠

ノキアは、ヘルプラインを通じて次の個人データを収集する場合があります:通報者の氏名、役職および連絡先詳細、通報で名前が挙げられている個人に関する氏名その他のデータ、通報で問題となっている行為についての説明(日付および場所を含みます)のほか、その他の関係する個人データ、ならびに通報者からの質問。また、ノキアは、その後の調査中に(通報者の同僚など)他者から個人データを収集する場合があります。

提供する個人データは、**機密**として取り扱われます。

ノキアは、ノキアに対し課される法的義務を遵守する必要があることあるいは当社に提出された通報を調査する正当な利益を有していることを理由として、前述の個人データを利用する場合があります。

個人データの処理および個人データへのアクセス

ヘルプラインに電話する場合、ヘルプラインへの電話には前述のヘルプラインサービス事業者であるi-Sightの代表者が応答します。**通話は、録音されません**。代表者は、いくつかの情報を尋ね、貴方からの意見を文書化し、情報を明確にするための追加質問を尋ねます。なお、この代表者が倫理や方針に関する質問に回答したり行動方針を助言したりすることはできませんので、ご了承ください。Web通報ツールを使用する場合は、同様の情報が電子的に取得されます。

ご希望の場合には、面談での通報も受け付けています。

最初の通報または問い合わせが行われた後は、具体的な記録がi-Sightにより作成され、ノキアの倫理・コンプライアンス組織内のビジネス・インテグリティ・グループ(「BIG」といいます)に直接送付さ

れます。問題の性質に応じて、BIGは、さらなる調査および解決のために、情報を必要とする可能性のあるノキアの適切な担当者(法務・コンプライアンス部門、人事部門または監査部門の代表者など)に対し、当該通報および関連書類を連絡する場合があります。調査が進行する中で、通報者から追加の情報や説明が必要となる可能性があります。その場合には、当社より再度ご連絡します。必要に応じて、BIGは、懲戒処分を判断するためおよび透明性を確保するため、人事メンバーまたはノキアのリーダー陣に違反の所見を通知することが必要となる場合もあります。当該情報は、ノキアの外部顧問(弁護士や監査人など)および管轄当局(規制機関や警察など)との間で共有する場合があります。調査の進捗および調査結果を受けて行った処分については、適用法令に基づき当社の義務に従って通報者に連絡します。ノキアは、通報内の各関係被疑者に対し、妥当な期限内に、その者が受けている疑惑を告知することを見込んでいますが、可能な範囲において、通報者の身元は開示しないように努めます。関係被疑者は、通報された情報に対して応答する権利を有します。なお、貴方から提供された情報を受けて、ノキアその他第三者における当該インシデントの関係者に影響を及ぼす決定が下される場合がありますので、ご了承ください。そのため、知る限りにおいて正確な情報のみを提供するようお願いいたします。故意に不正確または誤解を招く情報を提供した場合には、懲戒処分あるいは民事責任または刑事責任が生じる場合があります。また可能であれば、いずれの通報も、その通報および追跡調査に関連した事実限定するようにしてください。

ノキアにおいて誠実に助言を求め、懸念を提起し、不正を通報し、または調査に参加した個人に対する報復は、厳格に禁止されています。誠実かつ善意で違反を通報した個人に対して報復を行った場合には、たとえその者が、最初の問題通報時に誤解されていたことが後になって判明した場合であっても、ノキアは適切な処分を行います。自身またはその他の関係者が報復を受けたと考える場合には、直ちにBIGまで連絡するか、ヘルプラインまで電話をしてください。

個人データの利用、保持およびデータの移転

ノキアでは、個人データの秘密保持およびセキュリティを徹底するためにi-Sightと契約しており、i-Sightはヘルプラインの提供のためにのみ個人データの利用が許可されています。当社がi-Sightから受領する情報および貴方から当社に提供される個人データは、ノキアのアクセス制限データベースに保存されます。

通報の調査およびヘルプラインの管理を行うため、必要に応じて、i-Sight以外にも、他の[ノキア関係会社](#)または業者を含め、勤務地国に見られる規則と異なるデータ保護規則を施行する諸国に対して別途の個人データの移転が行われる場合があります。なお、一部の非EEA国は、EEAの基準に従い十分な水準の保護を提供していると欧州委員会によって認められています。十分な水準の保護を提供していると認められている国は、[こちら](#)からご覧になれます。

当社では、移転される個人データを保護するために、欧州委員会により採用されている標準契約条項など、十分な措置を講じています。当社または当社のグループデータ保護責任者までご連絡いただくことで、それらの措置の写し書面を取得することができます。後述の「お問い合わせ」に記載されている連絡先までご連絡ください。

ヘルプラインを通じて行われた通報に関する個人データは、次の基準に基づき保管または削除が行われます。適用法令により課される所定の保持要件に従って行われる場合、調査が終結し、それ以上の処置が必要とされない場合、関連訴訟の期限が切れた場合、および調査に関する当社の記録保持義務が失効した場合。

お問い合わせ

当社または当社のグループデータ保護責任者へのお問い合わせは、下記からお願いいたします。

Nokia Corporation c/o Privacy

Karakaari 7

P.O. Box 226

FI-00045 Nokia Group

Finland

こちら[「お問い合わせ」](#)のフォームを使用し、ご質問またはご意見の関連カテゴリとして「プライバシー」を選択することにより、当社までご連絡いただけます。

クレジットカードその他の機微(センシティブ)情報は、当社への電子メールに含めないでください。当社が特に要請した場合にのみ、センシティブな個人データ(要配慮個人情報)を送信するようにしてください。

貴方の権利

個人データについてアクセス、訂正、更新、消去または制限を希望される場合、あるいは個人データの処理に反対される場合には、こちら[「お問い合わせ」](#)のフォームを使用し、ご質問またはご意見の関連カテゴリとして「プライバシー」を選択することにより、当社までご連絡いただけます。当社は、適用法令に従って請求に対応します。グループデータ保護責任者までご連絡を希望される場合には、上記のリンクを使用するか、上記「お問い合わせ」に記載の連絡先へ直接ご連絡ください。また、貴方は、自身の国または地域を管轄する監督当局に対し、いつでも不服を申し立てる権利を有します。ヘルプラインに関するご質問は、上記の住所宛にお寄せください。

EU 公益通報規則に基づく追加的権利

EU公益通報規則(すなわち、連合法違反行為を通報した者の保護に関する指令(EU) 2019/1937およびEU加盟国におけるその実施法)の対象となる通報の場合には、一定の条件のもとEU法の違反に関する懸念をEU加盟国の管轄当局に外部通報する権利もあります。まずは、ノキアの最高コンプライアンス責任者までご連絡ください。同責任者が、ヘルプラインおよび追跡調査の有効性に関する懸念の独自解決に努めます。関係管轄当局の一覧は、[こちら](#)からご覧いただけます。

変更

当社は、本通知を随時更新します。変更は、新たな改訂日とともに本ページに掲載されます。重要な変更を行う場合には、ヘルプラインを通じてまたはその他の方法により通知します。

最終更新日:2022年3月9日